

氏名	ゴ 呉 明 上
学位(専攻分野)	博 士 (法 学)
学位記番号	法 博 第 36 号
学位授与の日付	平 成 14 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
学位論文題目	日米防衛協力体制と台湾の安全保障

論文調査委員 (主 査) 教授 大 嶽 秀 夫 教授 伊 藤 之 雄 教授 的 場 敏 博

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、近年の防衛政策をめぐる日本国内の政策決定を明らかにすることを目的とする。本論文は、三部からなり、まず第一部で、シーレーン防衛構想が如何にして形成されたかを考察する。第二部では、冷戦期にできあがった日米防衛協力体制における基本的な枠組みが、冷戦後においても維持されたという点をめぐって、その転換期における社会党の役割について論じる。さらに、それに対する内閣法制局の役割を附論で検証する。第三部では、台湾海峡危機を軸に、台湾問題をめぐる対立関係の形成および日米安全保障体制と台湾の安全保障の関係を明らかにする。

本論文全体のあらすじは次のとおりである。

【第一部】ベトナム戦争終結後の安全保障環境の変化を踏まえ、日米両国は、日米安全保障体制を有効に機能させるため、日米防衛協力体制を構築し始めた。それと同時に、この体制の中核であるシーレーン防衛構想の研究にも着手した。坂田道太防衛庁長官は、集団的自衛権の不行使と専守防衛の原則を考慮に入れ、「米軍が槍、自衛隊が楯」という役割分担の構想を打ち出すことで、シーレーン防衛構想の形成を可能にした。シーレーン防衛構想の守備範囲に関する防衛庁の見解では、最初、二本の航路帯が中心とされた。しかし、米国が、ソ連脅威論と防衛力の増強とを日本側に提示したことで、防衛庁の解釈における面的な海域防衛の要素が浮上した。その時、外務省は、対米関係を重視したため、防衛庁のシーレーン政策方針に同調した。

一方、一九八一年の日米首脳会談に参加した鈴木善幸首相は、首脳外交時代の到来を意識してはいたが、防衛と外交問題に熟知していなかったため、外交のイニシアチブを外務省と防衛庁に取られた。よって、シーレーン防衛構想に関する鈴木首相の発表は、外交・防衛当局のシナリオに沿って行われた。その結果、制服組のシーレーン防衛構想は、首相の「対米の公約」という形で実現できるようになったのである。

【第二部】日米防衛協力体制には、役割分担の軍事的非対称性と日本の集団的自衛権の不行使という問題がある。この問題は、北朝鮮の核開発危機をきっかけとして日米安全保障関係の見直しが行われた際に、解決される可能性が生まれた。

集団的自衛権の行使に関して米国の軍事戦略に接近してきた連立与党自民党の一部、特に政務調査会の国防族などは、対米支援を進めるために、集団的自衛権の行使を禁止する憲法解釈を見直すべきであるとの積極的な姿勢をとっていた。しかし、社会党が連立政権に参加していたために、社会党の政策方針が自民党に対する牽制の役割を演じていた。社会党の厳しい姿勢は、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更を抑止する効果をもたらした。また、グレーゾーン項目に関して、自民党は政権復帰以降、政権党としての地位の維持を最優先課題としていたために、日米間、連立与党間の政策協議と国会の審議に対する社会党の関与とチェックを受けざるを得なかった。そのため、日米防衛協力体制は米国の軍事戦略の形成に合わせた形で行われ、日本の役割は一定の程度で拡大されはしたが、従来の枠組み（日本の軍事的非対称性と集団的自衛権の不行使）は維持された。

また、冷戦後の安全保障環境の下で必要とされ、洗い出された周辺事態での対米後方支援項目は、憲法上許容され得るかどうか不明確な項目（グレーゾーン項目）を含んでいる。これに対して、自衛隊・日米安全保障条約と憲法の整合性に関

する解釈の最高解釈権者である内閣法制局が、集団的自衛権についての独自の解釈に沿った「米軍の武力行使との一体化」「戦闘地域と一線を画される地域」などの概念を創出したことによって、グレーゾーン項目を憲法の枠内ないし日米防衛協力体制の従来の枠内に収めるのに成功し、周辺事態での対米支援をも可能にさせた。

〔第三部〕一九九五年七月から一九九六年三月にかけて、台湾海峡危機が再び勃発した。この台湾海峡危機の構造は、一九五〇年代のその再現ともいえるものであった。当時、米中両国は台湾問題をめぐって対立していたが、互いの配慮によって直接の武力対決は回避された。逆に、台湾海峡危機を梃子にして両国の関係改善がはかられていった。

中国が最も警戒しているのは、日米安全保障関係、特に米国の介入によって「二つの中国」が固定化されることである。その一方で、米国が介入する可能性があるゆえに、中国は一方的に台湾問題を解決することができない。従って、おそらく中国は本心では台湾問題を現状のまま推移させると考えた上で、いわば脅しとして台湾海峡危機を引き起こしたと考えられる。つまり、台湾海峡危機を引き起こすことで、台湾海峡紛争が「一つの中国の内戦」であるというイメージを作りだし、日米両国の対台湾政策を牽制しようとしたのである。

台湾独立問題は、台湾海峡危機の原因と考えられている。台湾において世代交代による台湾出身の住民と彼らにより選出された政治家の人数が増えてきた結果、政治の台湾化（政治的民主化）が発展することは、自然の成り行きといえる。しかし、このことは台湾独立を追求することに必ずしも直結しない。なぜなら、兩岸関係に対する台湾住民の態度をみると、「現状維持」の比率は、「台湾独立」の比率を遙にリードしているからである。また、台湾での主な政党の政策は、「現状維持」という方向に収束してきている。

次に、日米安全保障体制の対象地域としての台湾をめぐる日本の防衛政策についてみると、日本は、日米安全保障関係を再確認する際、米国の対中国の「関与政策」に従い、新ガイドラインの中で「周辺事態」という概念を取り上げた。周辺事態とは「地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである」と定義された。だが、この定義だけでは、台湾が周辺事態の範囲に含まれるかどうかを確定するには曖昧である。ところが、日本政府の公式の見解によると、新ガイドラインの母体である日米安全保障条約で定められた「極東」とは、「地理学上正確に画定した地域ではない」とされ、その対象地域は、事態の内容、性質、規模などにより判断されるものであるという。こういった「極東」に対する日本政府の見解は、新ガイドラインでの「周辺事態」の概念と一致している。

日中平和条約の締結の際、米中関係正常化により台湾を極東の範囲に入れておく必要がなくなったのではないかという疑問が現れた。これに対する日本政府の見解は、台湾が依然として極東の範囲に含まれることを再確認した。その時は、シーレーン防衛構想が準備されてきた時期でもあった。対中関係への配慮のため、台湾有事はシーレーン防衛構想における日米共同作戦の研究においては表面上は隠蔽されていた。しかし、実際にシーレーン防衛構想に携わった源川幸夫元陸上自衛隊東部方面総監によって、台湾有事はずっと日本の「間接防衛」のシナリオの一つであることが明らかにされた。シーレーン防衛構想は、北西太平洋地域を守備範囲とするものであるため、その中間位置にある台湾を排除することはできないのである。

日米安全保障関係の再確認作業の最中に勃発した台湾海峡危機に対処するため、米国政府が第七艦隊を台湾近海に派遣したことは、台湾が、冷戦後の日米防衛協力体制の対象地域に依然として含まれていることを再確認することになったのである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日米防衛協力をめぐる最近の三つの争点を分析した三部構成となっているが、全体として、日本政府内部の政策決定過程に焦点を当てたものである。日本の政策決定過程についての分析は、様々な政策領域に関して、近年その数を増しつつあり、研究蓄積が進んでいる。ところが、防衛政策の分野は、種々の事情から本格的な研究が遅れている。その意味で、日本の防衛政策を正面から論じた本論文は、日本政治についての研究の隙を埋める意義を有する。

日本の防衛政策決定過程の研究が遅れている理由の最たるものは、当然のことながら、防衛にまつわる機密性の故である。防衛庁、外務省、さらには政府首脳などの関係者に、防衛政策に関してインタビューを行うことは難しく、内部資料を入手することも極めて困難である。したがって、限られた先行研究の検討を別とすれば、新聞、雑誌、政府刊行物などから、政

府部内の動きを推論せざるを得ない。本論文も基本的にそうした資料に頼っている。そのためのやむを得ない限界もあるが、本論文は、防衛をめぐる複雑な政治過程をいくつかの流れとして再構成し、日本の防衛政策形成について一定の傾向性が存在していること、即ち、日本の防衛政策は国際情勢の変化に対応して見直されるのではなく、国内の政治力学を反映して緩慢に変化していく傾向をもつことを抽出することに成功している。

第一部は、坂田防衛庁長官時代にシーレーン防衛に関する構想が登場し、それが具体的な政策として結実し、やがてレーガン政権の下で、変容を遂げていく過程が描かれる。前段では、ソ連の軍拡とアフガニスタン侵略という国際情勢の変化を背景とし、アメリカ側の対日要請を契機に、防衛庁内局、制服組、外務省、国防族、防衛庁長官、首相などがアクターとして、政策過程に参加し、構想の登場と政策化がはかられる過程が分析される。後段では、レーガン大統領によって、日米共同声明の文案作成をめぐって、シーレーン防衛が対米公約となる過程が分析の対象となる。ここでは、鈴木首相が防衛問題を十分に理解しておらず、その結果、防衛庁、外務省主導の政策決定がおこなわれたことが指摘される。全体として複雑な過程をバランスよく整理し、歴史的展開を巧みに記述していると評価できる。また、ソ連の軍拡や米国の対日圧力が、日本国内のそれぞれのアクターにいかなる認識上の変化を与え、政策過程に反映されていったかなど、興味深い分析が行われている。

第二部は、冷戦終結後の日本において、なぜ、防衛の基本的な枠組みが変化しなかったか、という問いに答えようとした論考である。元来、日米防衛協力体制においては、日米の間の非対称的な役割分担が基礎となっており、そのことは、日本の集団的自衛権の不行使に象徴的に現れている。冷戦終結後、日米政府は、日米防衛協力体制の見直しを行い、新ガイドラインの策定にとりかかった。これをきっかけとして、さらには北朝鮮の核開発危機を契機として、防衛協力をめぐって日米安保体制に大きな変化が加えられる可能性が生まれたとも言えよう。事実、細川内閣の下での新生党や、自社さ政権内での自民党の一部などは、集団的自衛権に対する憲法解釈を見直そうとする動きを見せた。その試みが最終的には挫折した過程が、ここで検討の対象とされるのである。本論文は、この挫折の最大の原因が、新生党等と連立し、ついで自民党と連立、さらには自民党単独内閣に対して閣外協力の立場に立った社会党・社民党による抵抗にあったとみる。第一部が政府部内に分析の焦点があったのとは対照的に、ここでは政党間の調整、かけ引きが考察の対象となる。連立の枠組みが変化した小渕政権以降も、政府のこの問題に対するスタンスに基本的な変化がないことを考えると、社会党の影響以外の要因にも重要性があったと考えられるため、本論文の結論には同意しかねる部分もある。しかしながら、ミクロに政策過程をみれば、社会党・社民党が、防衛政策の転換に、当時、一定のブレーキをかけたことは、否定できないし、本論文はそれを詳細な実証研究によって明らかにしている。

従来から、日本の防衛政策においては、社会党の「平和主義」が政府に対する重大な制約要因となってきたことは、周知の事実であろう。ただ、こうした指摘は、「一九五五年の体制」をめぐって実証的に明らかにされてきた事実である。これに対し、村山内閣以後の社会党、社民党については、研究蓄積はほとんどない。本論文は、この時期の社会党、社民党の防衛政策に対する影響力を実証的に明らかにしたところに特色があるといえよう。

第三部では、一九九五年から翌九六年にかけてのいわゆる「台湾海峡危機」をめぐり、米、中、日、台湾の四者のそれぞれの対応とその背景とが検討される。即ち、朝鮮戦争の勃発からニクソンによる米中和解までの歴史的背景の考察と、台湾の民主化や冷戦終結による国際的状況の変化などの検討とを踏まえて、台湾の総統選挙時を頂点とする台湾危機の再登場とその展開とが分析される。なお、日本の防衛政策との関連で言えば、台湾問題は、安保条約でいう「極東」、あるいは新ガイドラインでいう「周辺」事態の解釈の上で重要な意味をもつ。これらの戦略概念が、どのように形成され維持されてきたかも、台湾危機への対処の背景として、併せて検討されている。

第三部で特に注目されるのは、台湾危機の再登場の原因と危機の展開の詳細について、中国、台湾などの文献も参照され、優れた分析となっていることである。また、台湾の世論、各政党のスタンスなども検討され、台湾危機についての重層的な分析となっていることが特筆される。

以上、本論文は、丹念な資料の探索とバランスのとれた記述とによって、外国人による日本研究としては手堅い実証研究となっており、課程博士の水準に充分達していると認められる。特に、日米防衛協力にとって最も重要でありかつデリケートな争点である台湾問題の分析に正面から取り組み、これを多角的に検討したことの意義は大きく、日本の学界への貢献も

大である。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいと認める。

なお、平成13年11月8日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。